

(表面)

申請受付開始のご案内

学校締切日：令和8年6月10日（水）

高校生等奨学給付金

早期給付

奨学給付金は、高校生の修学において必要となる教科書費や学用品費など、授業料以外の教育費を支援する制度です。

支給要件を満たす方は、申請により返済不要の給付金が支給されます。

早期給付とは

早期の給付を希望される新入生の保護者等を対象に、年額の一部を前倒して給付するものです。

●支給要件

1. 基準日（R8.4.1）に保護者等が茨城県内に在住していること。
2. 保護者の世帯が、①、②のいずれかに該当すること。

①生活保護（生業扶助(高等学校等就学費)）受給世帯

生業扶助(高等学校等就学費)を受給していない場合は②の対象者として扱います。

②住民税所得割額が0円（非課税）の世帯

道府県民税 及び 市町村民税の合算額で判断します。

※7月以降に申請受付を開始する「通常給付」においては、中所得世帯への支給対象拡充を予定しています。

●高校生1人あたりの支給額（全日制・定時制の場合）

区分	早期給付額 (年額の1/4の額)	(年額*)
生活保護（生業扶助）受給世帯	8,075円	32,300円
住民税所得割額 非課税世帯	35,925円	143,700円

※ 早期給付受給者が年額（残り3/4）の受給を希望する場合は、再度申請が必要です。
通常給付の申請時期に学校から案内が配付されます。

●申請方法

☆支給時期の目安は、学校の申請締切日からおおよそ3か月後です。

事務室から奨学給付金の案内書類が配布されます。
申請書に必要事項を記入し、関係書類を添付のうえ、学校に提出してください。

※支給可否を判定後、在学する学校から、結果通知（認定又は不認定）を発出し、申請者の銀行口座に給付金を振り込みます。

支給対象確認及び申請書類については裏面に記載

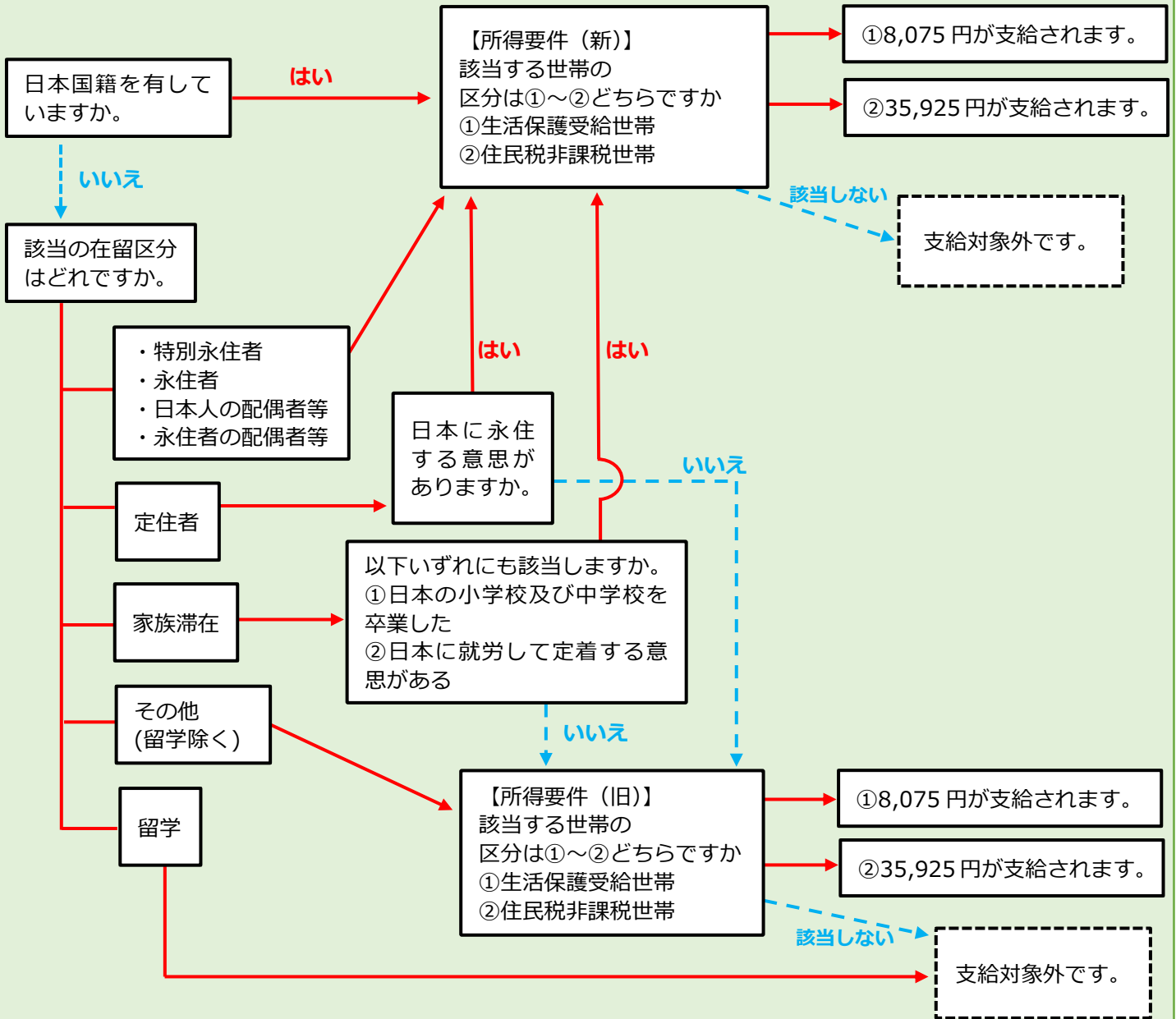


【問い合わせ先】

茨城県立坂東清風高校 事務室 TEL : 0297-35-1667（平日 8:30~17:00）

(裏面)

<奨学給付金（早期給付）に係る支給対象・金額確認シート>



●申請書類

申請者全員

- ・ 受給申請書
- ・ 口座振替依頼書、通帳の写し



記載したものの以外の追加書類を提出いただく場合があります。ご了承ください。

+

日本国籍

日本国籍以外

- ・ 生徒の住民票の写し
(本籍の記載があるもの)
- ・ 生活保護(生業扶助)受給 世帯の場合
→生活保護受給証明書
※生業扶助(高等学校等就学費)の受給が確認できる書類
- ・ 住民税所得割額が非課税の世帯の場合
→保護者等全員分の **R7年度** (非) 課税証明書

- ・ 生徒の在留カードの写し 又は 住民票の写し 等
(国籍・在留資格・在留期間の記載があるもの)
- ・ 生活保護(生業扶助)受給世帯の場合
→生活保護受給証明書
※生業扶助(高等学校等就学費)の受給が確認できる書類
- ・ 住民税所得割額が非課税の世帯の場合
→保護者等全員分の **R7年度** (非) 課税証明書